

岩手県告示第47号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第27条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成23年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成23年2月28日及び同年3月1日（2日間）

(2) 場所 岩手県庁12階講堂

2 受講手続 受講申請書を平成23年1月18日から同年2月14日までに岩手県県土整備部都市計画課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県県土整備部都市計画課又は最寄りの広域振興局土木部若しくは土木部土木センターに問い合わせること。